

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【1. えほんのお部屋ひまわり畑】

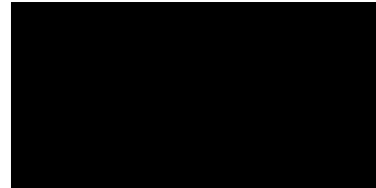


2025 年 2 月 17 日

枚方市長

団 体 名 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑
主たる事務所 〒573-0084
の 所 在 地 大阪府枚方市香里ヶ丘 12 丁目 6-28
代表者氏名 中谷 章代
担当者氏名

TEL
連 絡 先 FAX
E-mail



枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

幼稚園退園後の親子の居場所づくり事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 297,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑
事 業 名 称	幼稚園退園後の親子の居場所づくり事業
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和7年4月1日～令和8年3月31日
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入 (1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 近年2歳児から子どもを幼稚園に通わせる傾向にある。親は園から帰った子どもの関わり方がわからず、習い事に通わせる事により、親子が一緒に過ごすことがなくなっている。そのような不安な育児を同じ立場の親子が集まって、親が自ら子育ての学びを探ったり、周りの親とコミュニケーションをとる機会の不足を解消する。 (2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 幼稚園児の保護者から、近隣に遊べる場所がないという声を聞き、親子が同じ年代の親子と会って情報交換ができる場を提供したいと考えた。 保護者がそれぞれの趣味や興味のあることを話す機会を作り、学び合うことで子育てに自信を持ってもらえたらと考える。 (3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 少子化になり、近所にふれあえる同年代の子どもが少なくなり、結婚や出産で孤立した状態が長く続き、身近に話せる人が少なくなっている。同じ立場の人と関わる機会がなくなったことが原因であると考える。 (4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 親子が一緒に過ごす居場所を提供し、他の保護者と子育てについて話したり、また持っているスキルをお互いの子育てに役立てる機会を提供する。
	事業実施期間の視点(単年度)で記入 (5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 香里ヶ丘周辺の幼稚園児と親の帰園後の居場所不足を解消する。 (6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 ＜枚方市民への効果＞(誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) 地域の幼稚園児の親子の交流の場所になる。在室時に、絵本の読み聞かせや子育てに役立つコミュニケーションを育てるボードゲーム体験や音楽に触れる機会をつくり、豊かな家庭教育の手助けをする。スキルを活かしたい保護者が講座などを開催希望する場合、その過程の手助けをする。 子どもとのコミュニケーションを助ける絵本について学んでもらい、日々の読み聞かせを推進する。 ＜確認方法＞(参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) 毎回参加数の確認をする。日常的に参加者とコミュニケーションを取り、感想や要望を聞く。

2. 事業内容等	(1) 事業の対象者（例：枚方市内に住む 10 代から 20 代の人 など具体的に） 主に香里ヶ丘周辺の幼稚園児と親とその弟や妹
	(2) 事業の実施場所（移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること） 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑室内
	(3) 事業内容 4 月より毎週火曜日と木曜日にえほんのお部屋ひまわり畑を幼稚園児の親子に開放する。 時間は 14 時 30 分から 17 時。 毎月 1 回親子で体験できるボードゲーム会、月 2 回ウクレレ講座などを開催する。 デジタルツールの急激な普及により、その影響の良し悪しがわからない中で迷いながら子育て をしている親に対して、そのような今を子どもと生きるためのコミュニケーション能力をつける お話会(読み聞かせ・ふれあい遊びを実施)を NPO 法人「絵本で子育てセンター」の絵本講師 に月1度開催してもらう。 8月頃 エコラップ作り体験会を開催し SDGs に対しての意識を向上してもらう。 地域の高齢者にボランティアを募り、小さな子や親とのふれあいの場を作る。 親が自主的に自身が持つスキルを他の親子に教えたいなどの希望があれば、その機会をつく るなど外部講師による親子のためのイベントを開催する。
3. 実施スケジュール	(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可 3 月 広報開始(既に実施している内容と新たな取り組みについて周知する) 4 月 開室開始とイベントの募集 4 月～2026 年 3 月 お話会・ボードゲーム会・ウクレレ教室開催 7 月 エコラップ作り広報 8 月 エコラップ体験会(講師の都合により開催月に変動あり) 2026 年 3 月 事業成果の集約 報告 その他季節の製作など(ハロウィン、クリスマス等)
4. 事業実施の体制	(1) 人員体制（実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を 記入すること） 火・木曜日ボランティアスタッフ 2 名 高齢者のボランティア 1～2 名(参加希望者のみ、1 時間程度) (えほんのお部屋ひまわり畑にて長期ボランティア経験のある保育士含む)
	(2) 事業対象者の見込み数（例：参加者●名など現時点の想定人数を記入するこ と） 平均 5 人/日(2024 年度実績:平均 5 人/日(2024 年 4 月～2025 年 1 月)よ り算出)
	(3) その他の体制（寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること） ひらかた子育て支援ネットワーク、居場所 よりみち、ひらかた市民活動支援センター、 しょうとく街角ステーション に広報の協力を依頼する。
5. 自立的・継続的に 活動していくため の工夫	(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入 すること) 絵本に関する活動を通じて、地域のボランティアのつながりを大切にしている。行政か

	らも各種事業のつながりができ、団体を知ってもらえるようになってきている。財源は親子からではなく、地域保育園とのかかわりの中で絵本講座等を通じて確保を目指していく。
6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み	これまで、約 2 年間に渡り、就園児の親子の居場所としてブレイクの一むを開室した。幼稚園利用後は親子での製作の機会が少なくなるので、親子で楽しんでもらうための製作や季節ごとのイベントを開催した。弟や妹と一緒に安心して遊べる、親子で楽しめる場所として 2025 年度も開室したい。幼稚園の長期休みは下のお子さんのお昼寝の関係で午前中連れてくることができない場合や夏休みなど長い休みの間の友達と遊べる居場所が欲しいとのお母さん方の要望により長期休みも開室するようにし、更に都合よく利用できる居場所として地域の親子に利用を広めていく。また、昨年行った親向けのエコラップの講座を幼いうちから環境への問題に関心を持ってもらえるよう、2025 年度は親子が一緒に参加できる講座として開催する予定である。今年度から新たな取り組みとして、地域の高齢者にボランティアで来てもらい、子どもや若い世代の親ともコミュニケーションの場として多世代の交流の場を作る。
7. 事業の PR 方法	(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること) SNS を通じての毎月の広報と毎月発行している「ひまわりママタイムズ」にて PR していく。 協力団体を通じて、地域の高齢者のボランティアを募集する。
8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定	助成金等の予定 有り(申請中を含む)・無し(本補助金のみ) 助成金等の名称() 申請中の場合、申請結果が確定する予定日(令和 年 月 頃の見込み)
9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	8 月開催の「エコラップ体験会」は参加親子に気軽に始められるエコを体験してもらい、SDGs の意識を向上してもらおう。2025 年度は親子で参加できるように、子どももわかりやすい内容の講座を実施する。 毎月の絵本講座では子どもとのコミュニケーション能力つけてもらい、日々の絵本の読み聞かせを推進する。 ボードゲームは説明書を読んでもわかりにくいゲームやいろんなゲームをゲームコーディネーターと一緒に遊ぶことで、家庭でのコミュニケーションに利用してもらえるよう、親子で体験してもらおう。 ウクレレもみんなで一つの音楽を奏でることの楽しさを学んでもらえるようにする。 どの内容も、幼稚園児と帰園後の時間をどう過ごしていいか、関わり合いに困難を感じている親子の助けになるものとして知ってもらいたい。 ひまわり畑として、未就園児から継続的な保護者との関わりを続けていく為の取り組みにしたい。

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑

補助対象事業の名称：	幼稚園退園後の親子の居場所づくり事業
------------	--------------------

事業実施期間：2025年 4月～ 2026年 3月

【収入の部】

項 目 ※ 1	予算額(円)	内容説明（積算根拠等）
枚方市補助金(一般) (A)	287,000	補助金交付申請額（一般寄附）
枚方市補助金(団体) (B)	10,000	補助金交付申請額（団体希望寄附）
自己資金	80,850	
会費	15,000	会員会費 前期10人×600円、後期15人×600円
合 計 (C)	392,850	

【支出の部】

項 目	予算額(円)	内容説明（積算根拠等）
補助対象経費	ひまわり畑ボランティア人件費	240,000 毎週火・木96日(14:30～17:00) 240時間×2名×500円
	講師料（ウクレレ教室）	48,000 2000円×24回
	講師料（ゲームコーディネーター代）	24,000 2000円×12回
	絵本の会講師料	48,000 2000円×2人×12回
	広報印刷費	850 コピー用紙等
	講師料（エコラップ講師）	10,000 10000円×1回(8月頃開催予定)
	製作費	12,000 フェルト・両面テープ・シール等（1000円×12ヶ月）
	高齢者ボランティア人件費	10,000 1時間×2名×10回×500円
小 計 (E)	392,850	
補助対象外経費		
小 計	0	
合 計 (D)	392,850	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計（C）＝支出の合計（D）となるように記入してください。

※3：枚方市補助金(一般) (A) は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
（詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること）※4：枚方市補助金(団体) (B) は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
（通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること）

特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑
幼稚園児退園後の親子の居場所づくり事業

2024年4月～2025年1月(10ヶ月間)の利用状況

対象家族…15家族

来客数…延べ409人(大人152人 子ども257人)

開室日数:77日 平均5人/日

【実施内容】

幼稚園長期休みや年末年始を除く、毎週火曜日と木曜日の
14:30～17:00に開室。

1回/月のお話会、ゲームコーディネーターによるゲーム会、2回/月のウクレレ教室を開催。

また、9月にはエコラップ講習会を講師を呼んで実施し、SDGsの勉強や実際にエコラップを
することで環境への配慮を学んで貰った。受講者からは子ども向けの説明や子どもと一緒にエコラ
ップ体験をしたいとの要望もいただいた。

また、簡単にできる製作を楽しんで貰ったり、夏まつり、ハロウィン、クリスマスなどもイベントも親
子で楽しんで貰えた。



ゲーム会



お話会



ハロウィン



ウクレレの弾き方をレッスン中



エコラップ講習会



製作



普段の様子



製作



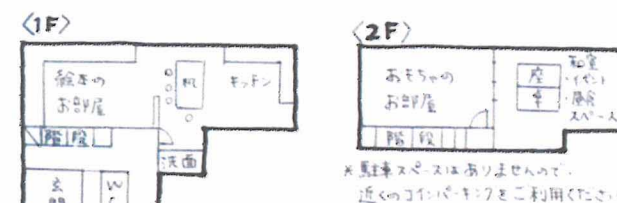
製作

ひまわり会員について

- ①ほっとルームを無料で利用できます。(会費以外は200円/1日)
- ②お留守番ルームを利用できます。
- ③絵本やアナログゲーム、保育・子育ての本を借りられます。
- ④子どもに合った絵本選びのお手伝いや、サークルへの出張絵本講座、ふれあい遊び講習会などの依頼もできます。
- ⑤講座・イベントに、ひまわり畑のお部屋を利用できます。
- ⑥ひまわり畑主催のイベントに参加できます。詳細は、HPをご覧ください。

☆会費… 半年会費 600円 家族(4月～9月、10月～3月)

えほんのお部屋ひまわり畑は、2012年3月3日にNPO法人ハートネットより生まれ
ました。2018年12月12日には特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑として、
温かく優しい気持ちで、地域の親子に寄り添いながら、お母さん子どもも、ほっとひと休
みできるような居場所づくりを目指して活動しています。



<ひまわり畑 施設長> 中谷 章代
(保育士・NPO法人「絵本で子育て」センター総務課)
<アドバイザー> 金澤 栄子
(元公立保育所長・NPO法人「絵本で子育て」センター総務課)
★ボランティアスタッフ「ひまわりママ」ならびに、活動を応援していただける
「ひまわり畑会員(103000円/30名まで)」募集中!

親子でほっとルーム

毎週月～木曜日の10:30～14:30
ひまわり畑のお部屋を開放しています☆

★絵本講師が集めたたくさんのお絵本や、おもちゃでゆっくりできます。
★お昼ご飯やおやつの持ち込み自由です。(レンジで温められます)

ほっとルーム

どなたでも、親子でゆっくり
読める場所です
ぜひ、お気軽に遊びに
来てください

月～木曜 10:30～14:30

★絵本講師が集めたたくさんのお絵本や、おもちゃでゆっくり
読める場所です
ぜひ、お気軽に遊びに
来てください

見守りいつでも自由にお過ごしください

わくわくこどもおでかけ絵本の会

子どもとのふれあいの仲立ちをしてくれる絵本。
絵・音・リズムを、親子一緒に楽しんでください

ふれあいルーム 「えほんのお部屋ひまわり畑」 (書架・図書)	第2・第4金曜日 9:30～12:00	予約不要 15組 無料
絵本で子育て いっしょにほ (広場遊び)	第2月曜日(要予約) 13:30～14:30	予約要 (広場遊び) 無料
おやこのひろば りっぷる (Cafe内) しょうくろくスコーン	第4水曜日 10:30～11:30	予約要 8組 無料

※月により多少予定が変わる場合があります。毎月のひまわりママタイムズでご確認
お願いします。



毎日 精一杯頑張っているお母さんを応援したい…
そんな想いで、ひまわりママがお待ちしています

〒573-0084

大阪府枚方市番屋丘12丁目6-28
(京阪バス「新番屋」バス停より徒歩5分)
090-6739-7064

http://www.himawari-batake0903.com

2024年12月

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑



気持ちいっしょ みんなのいっしょ

ひまわり畑 子ども会費	第1金曜日 17:00～18:00 第3金曜日 17:00～18:00 ・予約不要	ひまわりママが主催の活動です。第1金曜日はお母様の参 加を希望します。1組のみお母様のみ参加です。第3金曜日は約 5組以上の子どものお母様で参加していただきます。 ・中学生以下無料。
お絵本クラブ あそび	平日 月～金曜日 お昼後 17:30	小学生が絵本を読んだりお母様と自由に出入りして 読める時間です。・登録料5000円/年、月会費500円。初 回は親子で登録へ。長期休みの場合はご相談下さい。
ブレイクー	平日火曜・木曜 14:30～17:00	幼稚園・保育園入園以降のお子さん も利用できます。下のお子さんも 一緒にご利用できます。 NPO活動助成基金の補助金助成事業です。

あそびのその他の時間についてはご相談ください。

一時預かり保育 おるすばんルーム

★プチプラン保育もご利用できます。曜日固定の1日4時間以上でご利用できます。

平日(月～金) 9時～17時、月額固定料金になります。

★ご利用には、ひまわり会費への入会と、ひろば保険負担金(500円) 年度が必要です。

★対象年齢 : 0歳～未就学児(最大人数 5人)

食事 : お弁当をご用意ください

★通常の月間保育はお問合せ下さい。

★イベントなどでお預かりできない場合もあります。

家庭的な保育で、お母さんがご用事の時

安心して預けていただけます☆

★料金(月～金曜日) 記事以外の日時については、ご相談ください。

9:00～17:00	200円/18分
8:00～9:00	200円/10分
17:00～土曜日 (おやすみの保育プラン)	1000円/120分

兄弟姉妹でご利用になる場合、下のお子さんが3歳以上であれば下のお子さんの
料金は200円/時間引きします。

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

令和 5 年度事業報告書

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

I 事業期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

II 事業の成果

コロナが第 5 類に分類されたが、引き続き感染対策をしっかりとし、コロナ前の活動に戻れるように徐々にではあるが地域の親とのつながりを深め、未就園児から小学生までの子どもが安心安全に過ごせる居場所を提供できた。新たな取り組みとして、幼稚園児の退園後の受け入れ先としてブレイクの一むの時間帯を設け、就園児と親の居場所を提供できた。

保育事業は、昨年に引き続き、枚方市保健センターと市立ひらかた子ども発達支援センターとの保育業務委託事業も受注し、医療または福祉の増進を図る活動の一時預かり保育事業として無事コーディネートすることができた。今年度は保育士資格受験を推進し、新たに 2 名が合格した。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1)(事業名) 親子が集う広場事業

(内 容) ほっとルームでは施設の解放を行い、親子の居場所作りに努めた。地域の商業施設やふれあいルームでは、絵本の読み聞かせを行い、子育ての悩みや不安に耳を傾け、気持ちのつながりを大切に、必要に応じて他機関につなげるなど、利用者の安らげる時間を作るように積極的に務めた。昨年度に引き続き企業主導型保育園みんなのピーゴ保育園に絵本の貸出しやお勧め絵本の紹介などのコーディネート業務を行った。

地域のお母さんや子どもの為に、社会福祉協議会の基金やイエローシートによるギフトカードの寄付を活用して、幼児にはゲームや制作、お菓子釣りなどの夏祭りや、ハロウィン、クリスマス等のイベントを開催し、憩いの居場所を作ることができた。

また、ふれあいファンドの助成金を使い、ゲームや子育てに関する講演会と絵本広場の場を作り、多くの親子連れに子どものかかわり方やいろんな親子の過ごす時間の選択肢を提供できた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑、香里ヶ丘図書館、商業施設

(実施日時) ほっとルーム：平日月曜～木曜 10:30～14:30

出張絵本の広場 (りっぷる 12 回、とんとんとん 11 回、いっぽにほ 12 回、
ふれあいルーム 24 回、絵本講座 16 回)

(事業の対象者) 未就学の親子

(収 益) 1,188,563 円

(社協 100,000 円、エネルギー・物価高騰助成金 115,000 円イオンギフト 2,453 円、
ふれあいファンド 80,000 円含む)

(費 用) 1,234,528 円

(2)(事業名) 子育て居場所づくり事業

(内 容) 「あおむし」では小学生が放課後自由に来室し、室内で勉強したり、絵本やゲーム遊びをするのを見守りを行った。小学生に向けて月 2 回のウクレレ教室の日を設けて、小学生が楽しみ、意義のある放課後が過ごせるようにした。

子ども食堂では子どもは無料でお弁当の配布を行い、子どもと繋がり続けるように努めた。7 月に一回、ひまわり畑の中で食べる食堂形式の子ども食堂を開催した。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑
(実施日時) ひまわり畑子ども食堂:毎月2回(第1、第3)金曜 17:00~18:20
あおむし:平日月曜~金曜 放課後~17:30
(事業の対象者)近隣の子どもとその親
(収 益) 380,860円(ひらぽ57,076円 イオンギフト60,014円、
子ども輝く未来基金70,000円含む)
(費 用) 397,387円

(3)(事業名)一時預かり保育事業

(内 容) 子どもを気軽に預けられる家庭的な保育施設として、急な依頼にも保護者が安心して預けられる保育の場作りに努めた。今年度は上のお子さんの用事や、就職活動等の用事等で一時預かりの受け入れ先として活用してもらえた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑

(実施日時) 一時預かり:平日月曜~金曜 9:00~17:00

必要に応じて、早朝、土曜。

(事業の対象者)未就学児

(収 益) 59,600円

(費 用) 18,000円

(4)(事業名)絵本や手作り雑貨販売

事情実施なし

(5)(事業名)その他目的を達する為に必要な事業

(内 容) 保健センターにおける「親子教室・離乳食講習会・子育て講演会」に参加する方のお子さんの保育並びに発達支援センターに通うお子さんの兄弟児さんの保育を各施設の依頼により行った。
また市役所から依頼される保育を請け負い、公共施設での保育を行った。

(実施場所) 保健センター・市立ひらかた子ども発達支援センター・ラポール枚方保育室

(実施日時) 平日月~金 保健センター及び発達支援センターが指定する日時
食育カーニバル開催日

(事業の対象者)未就学児

(収 益) 4,165,625円

(費 用) 3,725,203円

IV 総会の開催状況

通常(臨時)総会

(日 時) 2023年6月26日 11時00分から11時50分

(場 所) えほんのお部屋ひまわり畑

(総数) 18名

(出席者数) 18名(うち委任状出席者1名、書面議決者8名)

(内 容) 2022年活動及び事業報告承認の件
2023年度の事業及び活動計画の承認の件
議事録書名人の選任

V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会 2023年5月8日

第2回理事会 2023年5月15日

第3回理事会 2023年9月8日

第4回理事会 2023年9月21日

第5回理事会 2024年1月30日

第1回定例会 2023年6月26日

活動計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑

(単位：円)

科目	合計
I 経常収益	
1.受取会費	
正会員受取会費	44,400
賛助会費受取会費	40,000
2.受取寄付金	
受取寄付金(子ども食堂)	117,060
受取寄付金(その他)	114,316
3.受取助成金	
受取公的助成金(親子が集う広場)	415,000
受取公的助成金(子育て居場所)	238,000
事業収益(別紙)	660,225
保育事業売上	4,165,625
4.その他収益	
受取利息	22
経常収益計	5,794,648
II 経常費用	
1.事業費	
(1)人件費	
事業費 給与	914,056
事業費 給与(保育士)	2,337,899
事業費 謝金	925,200
事業費 旅費交通費	310,840
事業費 福利厚生費	81,733
事業費 法定福利費	11,471
人件費 計	4,581,199
事業費 消耗品	446,198
事業費 保険料	52,300
事業費 通信費	38,564
事業費 会議費	16,694
事業費 図書費	42,000
事業費 教育費	109,873
事業費 修繕費	21,000
事業費 支払手数料	14,130
事業費 雑費	33,650
事業費 広告宣伝費	19,510
その他経費 計	793,919
2.管理費	
その他経費	
管理費 消耗品費	8,431
管理費 事務用品費	825
管理費 通信費	100,525
管理費 会議費	11,226
管理費 組合費	11,000
管理費 水道光熱費	105,309
管理費 租税公課	2
管理費 支払手数料	330
管理費 寄付金	1,000
その他経費 計	238,648
経常費用計	5,613,766
当期経常増減計	180,882
税引前当期正味財産増減額	180,882
法人税等	118,900
当期正味財産増減額	61,982
前期繰越正味財産額	2,778,129
次期繰越正味財産額	2,840,111

事業別損益の状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

	事業①				事業②		事業③ 一時預かり	事業④ その他目的を達する為に 必要な事業	合計
	親子が集う 広場事業	親子が集う ふれあい	親子が集う 社協	親子が集う 777d	子育て居場所 あおむし	子育て居場所 子ども食堂			
【経常収益】									
受取会費	84,400								84,400
受取寄付金	114,316					117,060			231,376
受取助成金	115,000	120,000	100,000	80,000		168,000	70,000		653,000
事業収益	574,825				25,500	300	59,600		660,225
保育事業売上								4,165,625	4,165,625
受取利息	22								22
経常収益計	888,563	120,000	100,000	80,000	25,500	285,360	70,000	4,165,625	5,794,648
【経常費用】									
事業費 給与								914,056	914,056
事業費 給与(保育事業)								2,337,899	2,337,899
事業費 謝金	777,800	48,400		32,000	12,000	51,000		4,000	925,200
事業費 旅費交通費	0	7,400	142,950			37,000		123,490	310,840
事業費 福利厚生費								81,733	81,733
事業費 法定福利費								11,471	11,471
人件費 計	777,800	55,800	142,950	32,000	12,000	88,000	0	3,472,649	4,581,199
事業費 消耗品	20,971	64,207	27,495	4,581		227,366	70,021	31,557	446,198
事業費 図書費	42,000							0	42,000
事業費 保険料							18,000	34,300	52,300
事業費 修繕費								21,000	21,000
事業費 通信費	670		414	15,200				37,894	38,564
事業費 会議費								1,080	1,080
事業費 教育費	10,000							99,873	109,873
事業費 広告宣伝費	11,000			8,510				0	19,510
事業費 支払手数料	930							13,200	14,130
事業費 雑費				20,000				13,650	33,650
その他経費 計	85,571	64,207	27,909	48,291	0	227,366	70,021	252,554	793,919
事業費 計	863,371	120,007	170,859	80,291	12,000	315,366	70,021	3,725,203	5,375,118
管理費 消耗品費								8,431	8,431
管理費 事務用品費								825	825
管理費 通信費								100,525	100,525
管理費 会議費								11,226	11,226
管理費 組合費								11,000	11,000
管理費 水道光熱費								105,309	105,309
管理費 租税公課								2	2
管理費 寄付金								1,000	1,000
管理費 支払手数料								330	330
管理費 経費									
経常費用計		1,234,528					397,387	3,725,203	5,613,766
当期経常増減計		△ 45,965					△ 16,527	440,422	180,882

2023 年度 計算書類の注記

【活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳】

内容	金額	算定方法
事務員 (パート)	1023 円/時間 (9 月まで) 1064 円/時間 (10 月～)	単価は大阪府最低賃金によって算定しています。
保健センター保育士	1150 円/時間	単価は保育士との労働条件通知兼雇用契約書に基づく。
ボランティア (法人内)	早朝～9 時まで 500 円/時間 9 時～17 時 30 分まで 250 円/時間 17 時 30 分以降 800 円/時間 (交通費は実費を支給)	単価は当法人規約の「手当に関する規約」より算定しています。
ボランティア (出張ひろば運営業務)	500 円/回 (交通費は実費を支給) ふれあいルームは 600 円/回 (交通費 100 円含む)	
ボランティア (子ども食堂)	500 円/回 (交通費は実費を支給)	

【使途等が制約された寄付金等の内訳】

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。

(単価：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
子どもの居場所作り推進事業補助金 (子ども食堂) 公的寄付金	0	225,376	225,420	0	市役所助成金・ ひらかたポイント・参加費
子どもの居場所作り推進事業補助金 (子ども食堂) 民間寄付金	91,737	59,984	89,946	61,775	匠育英会(繰越金) ・イエローレシートギフト券
ふれあいルーム助成金	0	120,000	120,000	0	
社協助成金 (ほっとルーム)	0	100,000	100,000	0	
子ども輝く未来基金	0	70,000	70,000	0	
ふれあいファンド	0	80,000	80,000	0	

貸借対照表

令和6年3月31日現在

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金	29,999		
当座預金（郵貯振替）	13,061		
普通預金（郵貯総合）	2,713,416		
売掛金	395,225		
未収金	0		
流動資産合計		3,151,701	
資産合計			3,151,701
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	311,590		
未払法人税等	0		
流動負債合計		311,590	
負債合計			311,590
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		2,778,129	
当期正味財産増減額		61,982	
正味財産合計			2,840,111
負債及び正味財産合計			3,151,701

財産目録

令和6年3月31日現在

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
手持現金	29,999		
当座預金（郵貯振替）	13,061		
普通預金（郵貯総合）	2,713,416		
売掛金(保健センター)	246,225		
売掛金(発達支援センター)	149,000		
流動資産合計		3,151,701	
資産合計			3,151,701
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金(給与R6.3月分)	311,590		
未払法人税等	0		
流動負債合計		311,590	
負債合計			311,590
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		2,778,129	
当期正味財産増減額		61,982	
正味財産合計			2,840,111
負債及び正味財産合計			3,151,701

特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市香里ヶ丘12丁目6番28号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもと子育て世代の親に寄り添い、その育ちに関わるさまざまな事業を通して、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 親子が集う広場事業
 - ② 子育て居場所づくり事業
 - ③ 一時預かり保育事業
 - ④ 絵本や手作り雑貨販売事業
 - ⑤ その他目的を達する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業を利用するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5名以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも

も会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中 谷 章 代
副理事長	坂 本 真 理
副理事長	森 田 明 美
理事	西 川 典 子
監事	窪 堀 裕 美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 なし

正会員会費 月額 200円

(2) 賛助会員入会金 なし

賛助会員会費 年額 1口3,000円 但し、5口までとする。

(3) 利用会員 月額 100円